

雑損失の金額の計算書

(平成 28 年分)

氏 名 _____

この計算書は、平成 28 年中に発生した特定の災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	. .
-------	--	-------	-----

→申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 (ハ×30%+イ)
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハイとロの区分が困難な金額	
原状回復のための支出			. .	円	円	円	円	円
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
合 計								

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】
取壊し、除去等の費用			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
合 計					

3 損失額の計算

区 分	住 宅	家 財	車 両			C 合 計
	円	円	円	円	円	円
損害金額 （「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には⑤、⑥、⑧の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。）	①					
原状回復のための支出額 （2のA欄の各区分ごとの金額）	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
③のうち保険金等で補填される金額 （③<④の場合は③の金額）	④	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤					
原状回復に係る災害関連支出の金額(②-①) （赤字のときは0、⑤の金額を限度）	⑥					
取壊し、除却等の額の合計額 （2のB欄の各区分ごとの金額）	⑦					
⑦のうち保険金等で補填される金額 （⑦<⑧の場合は⑦の金額）	⑧	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨					
災害関連支出の金額(⑥+⑨)	⑩					
損失額の計(①+⑩)	⑪					

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

		損害金額等の全体	
			円
損害金額(③のC+⑦のC)	⑫		→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に転記します。
保険金などで補填される金額 (④のC+⑧のC)	⑬		→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。
差引損失額(⑫-⑬)	⑭		
所得金額	⑮		←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯		
⑭ - ⑯	⑰		
差引損失額のうち災害関連支出の金額(⑩)	⑱		→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
⑱ - 50,000円	⑲		
雑損失の金額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳		→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
雑損控除額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑		←⑮に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮)	㉒	(赤字のときは0)	

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。
記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の詳細

「損害の原因」欄には災害の名称を、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の支出」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記載してください。

- (1) 「損害額」①欄には、「住宅」「家財」「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額(保険金等を差し引く前の金額)を記入します。
なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑫、⑱の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「③のうち保険金等で補填される金額」④欄
原状回復のための支出に対して保険金等で補填された金額を記入します(③の金額が限度となります。)。なお、受け取るべき保険金等の金額をかつこ内に記入します。
- (4) 「取壊し、除去等の合計額」⑦欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (5) 「⑦のうち保険金等で補填される金額」⑧欄
取壊し、除去のための支出に対して保険金等で補填された金額を記載します(⑦の金額が限度となります。)。なお、受け取るべき保険金等の金額をかつこ内に記入します。

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

- (1) 「所得金額」⑮欄
使用する申告書の区分に応じて、それぞれ下記の金額を記入します。
○申告書Aを使用する場合
第一表の⑤欄の金額_____円+退職所得金額_____円 = 所得金額_____円
○申告書Bを使用する場合
第一表の⑨欄の金額_____円+退職所得金額_____円+山林所得金額_____円
+申告分離課税の所得金額(特別控除前)_____円 = 所得金額_____円
なお、雑損失の繰越控除額のある方は、上記で計算した所得金額からその繰越控除額を差し引いたものが、所得金額となります。
- (2) 「雑損控除額」⑳欄
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(1)で計算した「所得金額」と㉔の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- (3) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」㉑欄
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(1)で計算した「所得金額」を㉔の金額から差し引いた金額を記入します。